



福国運協発第10号

令和4年1月13日

福生市長 加藤育男様

福生市国民健康保険運営協議会

会長 池和田 次久

福生市国民健康保険税の賦課方法の見直しについて（答申）

令和3年7月8日付け、福市保発第87号で諮問があったこのことについて、次のとおり答申する。

1 諮問事項

福生市の国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対し課する令和4年度以降の福生市国民健康保険税の税率等の見直しについて

2 協議会の結論

福生市の国民健康保険の現状を分析した結果、法定外繰入の段階的な解消、削減へ向けた対応を図るため、令和4年度からの福生市国民健康保険税の税率等の見直しについては、次のとおり改定することが適当と判断する。

区分 年度	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和3年度	4.80%	25,000円	2.00%	11,900円	1.55%	12,400円
令和4年度	5.00%	27,000円	2.17%	12,800円	1.73%	13,500円

3 協議会の判断の理由

- (1) 福生市の国民健康保険の現状は、医療の高度化などに伴い、1人当たりの医療費は年々増加している。また、低所得者の割合が高いといった構造的な課題に加え、被用者保険の適用拡大や後期高齢医療制度への移行により被保険者数が減少していることから、国民健康保険税の調定額については減少傾向にあり、多額の法定外繰入により財政運営を維持する厳しい状況が続いている。
- (2) 東京都から示されている国民健康保険運営方針において「一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保加入者以外の住民にも負担を求めることになる。このため、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消・削減が図られるよう取り組む必要がある。」とされている。

4 意見

- (1) 福生市国民健康保険特別会計における法定外繰入は減少傾向にあるものの、令和2年度決算では5億8,500万円と未だ高額となっている。また、東京都から示される標準保険税率と現行の福生市の保険税率の乖離が大きいのが現状である。これまでに本協議会において協議してきた国民健康保険税率の改定について、令和2年度は主に令和元年10月に行われた消費税増税による被保険者への影響を鑑みたこと、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により所得の大幅な落込みが見込まれることなどから、それぞれ改定を見送ってきたが、法定外繰入の段階的な解消・削減に向け標準保険税率に近づけるよう税率の改定を進めていく必要がある。

- (2) 国民健康保険事業費納付金や標準保険税率の動向等を注視し、賦課方法については2年ごとに検証すること。ただし、社会情勢の変化等があった場合は遅滞なく本協議会に情報提供し、必要に応じて税率等の見直しをされたい。
- (3) 法定外繰入の解消、削減に当たっては、被保険者の保険税負担が急激な増加とならないよう配慮されたい。ただし、一方で法定外繰入については被保険者以外の住民に負担を強いているため、計画的、段階的に解消が図られるよう、実効性のある取組を進めること。